

さっぽろ医療計画 2018

中間評価結果

平成30年度～令和3年度（2018年度～2021年度）

SAPPORO

札幌市

目次

第1章 「さっぽろ医療計画 2018」の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 基本目標	3
5 計画の進行管理	6
(1) 進行管理の方法.....	6
(2) 計画の評価	6
第2章 「さっぽろ医療計画 2018」の中間評価結果	7
1 中間評価の方法	7
2 成果指標の達成状況一覧.....	8
3 項目ごとの中間評価結果及び今後の取組.....	9
(1) 5疾病	9
(2) 救急医療	11
(3) 災害医療	13
(4) 周産期医療	14
(5) 小児医療	15
(6) 在宅医療	16
4 全体の中間評価結果及び今後の計画推進.....	18
(1) 全体の中間評価.....	18
(2) 今後の計画推進.....	18
資料編.....	19
1 さっぽろ医療計画評価委員会委員名簿.....	19
2 各事業の進捗状況.....	20

第1章 「さっぽろ医療計画 2018」の概要

1 計画策定の趣旨

札幌市では、2012年（平成24年）3月に、将来を見据えた札幌市のめざすべき医療提供体制を明らかにするとともに、その実現に向けた施策を体系化した「さっぽろ医療計画」（計画期間：2012年度（平成24年度）～2017年度（平成29年度））を策定し、地域医療の充実に努めてきました。

その後、「さっぽろ医療計画」での成果や課題を踏まえ、望ましい医療提供体制の確立に向けた第二ステップの計画として、2018年（平成30年）3月に、「さっぽろ医療計画 2018」（計画期間：2018年度（平成30年度）～2023年度（令和5年度））を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、札幌市の最上位の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の基本的な方向性に沿った医療分野の個別計画として位置づけています。

図1 札幌市の計画体系

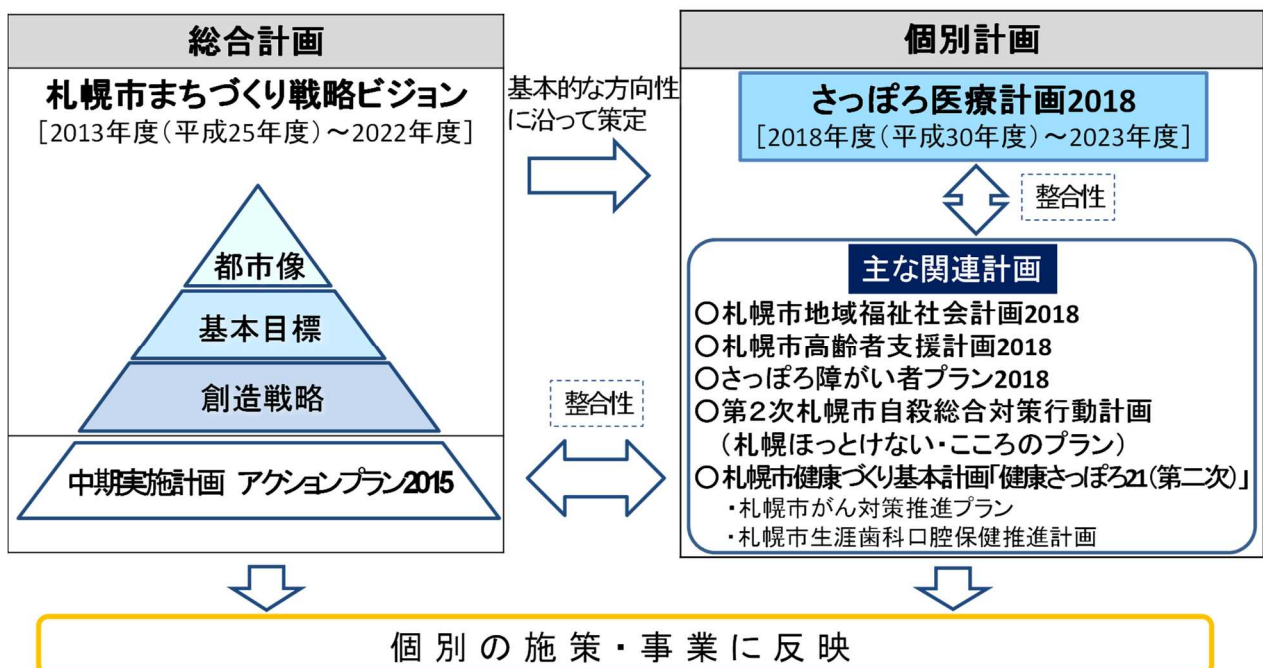
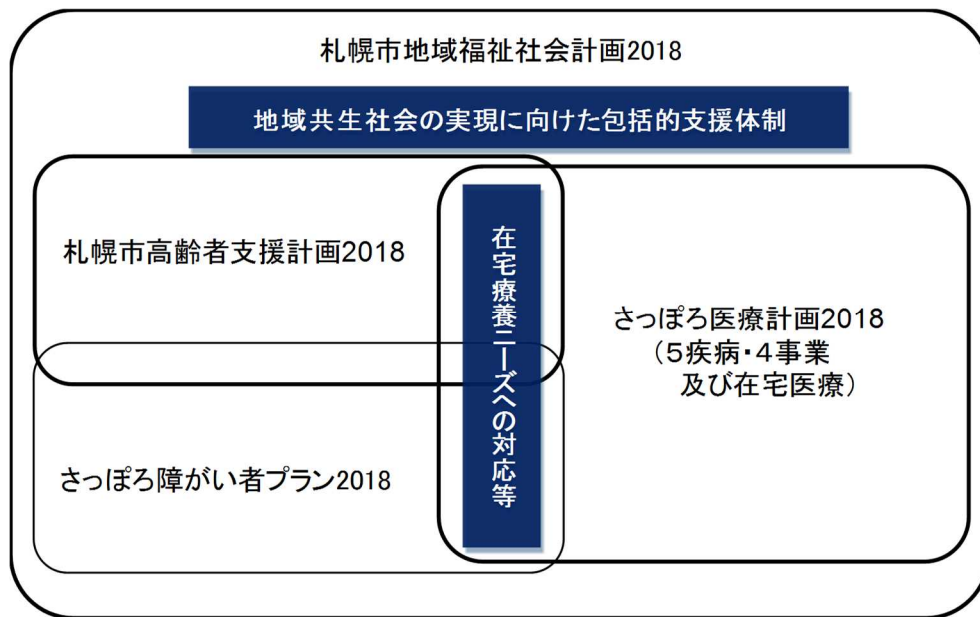


図2 保健福祉分野における各種計画との関係図



3 計画の期間

本計画の期間は、2018年度（平成30年度）から2023年度（令和5年度）までの6年間としています。

4 基本目標

本計画の基本理念である「市民が生涯を通して健康で安心して暮せる社会の実現に向けた医療・保健システムの確立」を実現するため、4つの基本目標を設定しています。

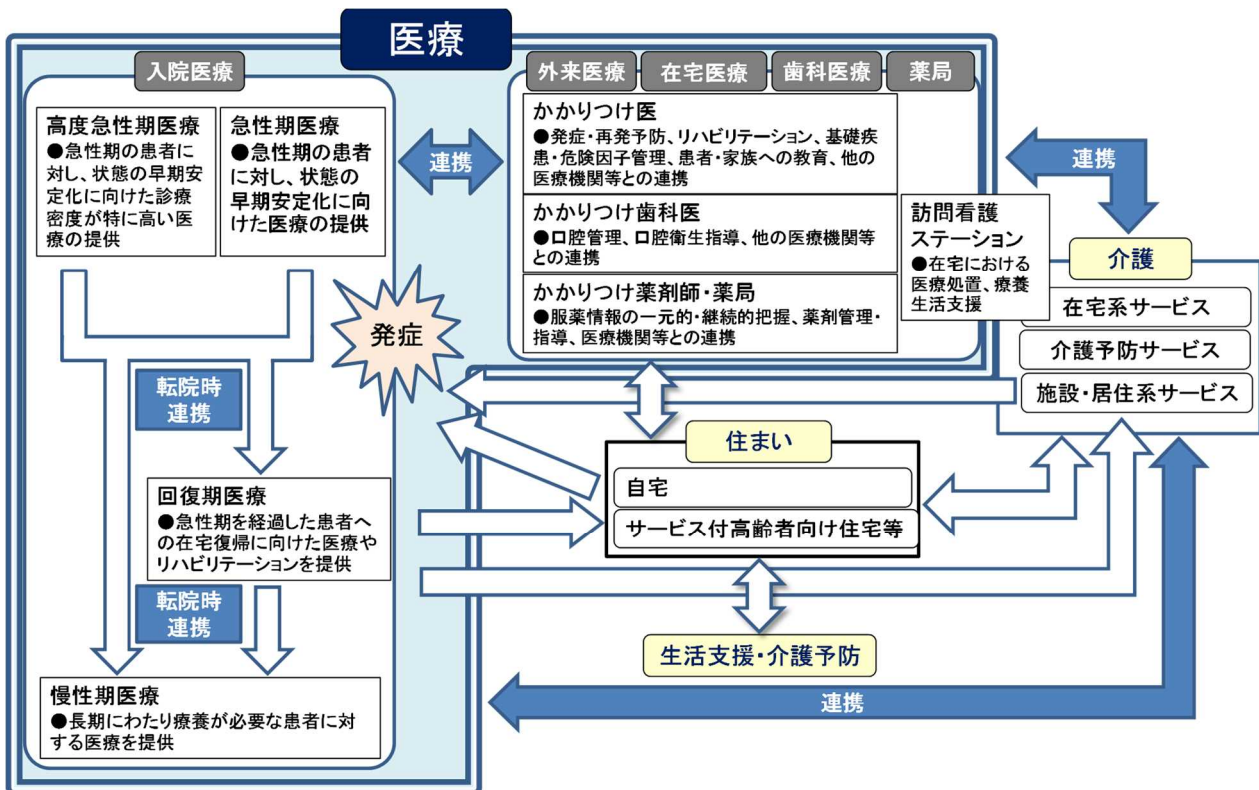
基本目標 1 安心を支える地域医療提供体制の整備

施策の方向性	<p>急速な高齢化の進展により疾病構造が変化していく中においても、市民がさまざまな疾病状況に応じて、必要な時に必要な医療を受けることができるよう、以下の取組により、地域医療提供体制を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none">○救急医療体制の確保や、高齢化の進展によりニーズの増加が予想される在宅医療提供体制の充実に取り組みます。○東日本大震災や熊本地震などの大規模災害を踏まえ、札幌市の災害時における医療提供体制について再検証を行い、災害医療体制を強化します。○救急医療や在宅医療など地域医療を支える人材を確保するための環境の整備と併せ、研修などにより人材の養成に取り組みます。
基本施策	<ul style="list-style-type: none">①救急医療体制の安定維持②在宅医療提供体制の充実③災害医療体制の強化④地域医療を支える人材の確保・養成

基本目標 2 地域と結びついた医療連携体制の構築

<p>施策の方向性</p>	<p>限られた医療資源を効率的に活用し、地域において切れ目のない医療を提供するため、以下の取組により、地域と結びついた医療連携体制を構築します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療機関自らが、将来目指していく医療について検討し、医療機能を選択するための支援を通じ、医療機関の機能分化を推進します。 ○摂食機能障害やロコモティブシンドローム¹など、高齢化の進展に伴い、今後増加が予想される疾患にも対応することができるよう、医療機関相互及び医療機関と薬局、訪問看護ステーションや介護施設など関係機関との連携強化に取り組みます。
<p>基本施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①医療機関の機能分化の推進 ②医療機関相互の連携強化 ③医療・介護等の連携強化

図3 医療機関の機能分化・連携体制



* 在宅医療には訪問診療のほか歯科訪問診療、訪問薬剤管理指導、訪問看護などを含む

¹ 骨や関節、筋肉など運動器の障がいのために移動機能の低下をきたした状態。

基本目標 3 医療提供者と市民との情報共有・相互理解の促進

施策の方向性	<p>医療を受ける当事者である市民が医療提供体制等について理解を深め、医療を必要とした際により良い選択を行えるよう、以下の取組により、医療提供者との情報共有による相互理解を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none">○医療機関の機能分化・連携の趣旨及び身近な地域で日常的な診療や健康管理、病状に応じた適切な医療機関への紹介等を行うかかりつけ医の役割についての理解並びに救急医療機関の適正な利用を推進します。○医療機関や薬事関係施設の適切な管理など医療の安全確保に関する助言・情報提供を強化するほか、医療安全相談機能の充実により医療提供者と市民との信頼関係の構築を推進します。
基本施策	<ul style="list-style-type: none">①医療提供体制についての情報共有・理解の促進②医療の安全確保に関する助言・情報提供の強化③医療提供者と市民との信頼関係構築の推進

基本目標 4 市民の健康力・予防力の向上

施策の方向性	<p>子どもから高齢者まで、健康でいきいきと暮らすことができるよう、以下の取組により、市民の健康力・予防力の向上を推進し、健康寿命の延伸などにつなげます。</p> <ul style="list-style-type: none">○疾病予防・早期発見等を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及を進め、医療や保健に関する情報を積極的に発信し、普及啓発を強化します。○保健・医療・福祉に関する相談窓口機能を充実し、各窓口の連携により情報を必要としている市民に必要な情報が届く環境を整備するほか、感染症対策や難病対策、薬物乱用防止対策など関係機関と連携した保健医療施策を推進します。
基本施策	<ul style="list-style-type: none">①かかりつけ医などの普及促進②保健・医療に関する情報発信と普及啓発の強化③保健・医療・福祉に関する相談機能の充実と連携強化④各種健診・検診事業の推進⑤関係機関と連携した保健医療施策の推進

5 計画の進行管理

(1) 進行管理の方法

本計画を着実に推進するため、計画の進捗状況などについて、関係団体や専門家等による定期的な確認を行います。

また、社会情勢の変化、法律や制度の改正、新たな課題等に対応するため、計画期間内であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 計画の評価

5 疾病、4 事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療について設定した指標により、計画の評価を行います。

項目	指標	初期値	目標値 (2023 年度)
○ 5 疾病	毎年健康診断を受ける市民の割合	58% (2016.7)	70%
	かかりつけ医を決めている市民の割合	62% (2016.7)	70%
○救急医療	救急告示参画医療機関数	52 箇所 (2017.7)	52 箇所 (維持)
	救急安心センター相談件数	46,106 件 (2016年度)	60,000 件
○災害医療	災害時基幹病院における業務継続計画の策定割合	25% (2016.12)	100%
	訓練に参加する医療機関数	—	10 箇所
○周産期医療	産婦人科二次・三次救急医療体制参画医療機関数	11 箇所 (2017.7)	11 箇所 (維持)
	夜間におけるNICU空床確保率	100% (2016 年度)	100%
○小児医療	二次救急医療機関制度参画医療機関数 (小児科)	11 箇所 (2017.7)	11 箇所 (維持)
○在宅医療	在宅看取りを実施する医療機関の割合	病院：2.0% 一般診療所：2.5% (2014.10)	病院：5.6% 一般診療所：4.3%
	訪問診療を提供する医療機関の割合	病院：23.4% 一般診療所：12.7% 歯科診療所：11.4% (2014.10)	病院：31.7% 一般診療所：20.5% 歯科診療所：13.8%

第2章 「さっぽろ医療計画 2018」の中間評価結果

1 中間評価の方法

さっぽろ医療計画 2018 に掲載された施策ごとに、進捗状況、成果指標（2023年度目標）の達成状況に基づく評価を実施します。

【評価方法】

- ・ 施策の目標に対し、目標水準を達成・ほぼ達成しているもの【A】
- ・ 施策の目標に対し、前進しているもの【B】
- ・ 施策の目標に対し、後退・横ばいのもの【C】
- ・ 施策の目標に対し、未着手の事業【-】

2 成果指標の達成状況一覧

指標	初期値	中間評価時の値	目標値 (2023年度)	評価
毎年健康診断を受ける市民の割合	58% (2016.7)	61.4% (2020.10)	70%	B
かかりつけ医を決めている市民の割合	62% (2016.7)	60.9% (2020.10)	70%	C
救急告示参画医療機関数	52カ所 (2017.7)	51カ所 (2021.4)	52カ所 (維持)	C
救急安心センター相談件数	46,106件 (2016年度)	203,477件 (2020年度) コロナ関連相談を 除くと89,384件	60,000件	A
災害時基幹病院における業務継続計画の策定割合	25% (2016.12)	33% (2018.3)	100%	B
訓練に参加する医療機関数	—	—	10カ所	—
産婦人科二次・三次救急医療体制参画医療機関数	11カ所 (2017.7)	11カ所 (2021.4)	11カ所 (維持)	A
夜間におけるNICU空床確保率	100% (2016年度)	100% (2020年度)	100%	A
二次救急医療機関制度参画医療機関数(小児科)	11カ所 (2017.7)	11カ所 (2021.4)	11カ所 (維持)	A
在宅看取りを実施する医療機関の割合 (カッコ内は施設数/総数)	病院：2.0% (4/205) 一般診療所：2.5% (33/1,312) (2014.10)	病院：3.0% (6/202) 一般診療所：3.3% (44/1,351) (2017.10)	病院：5.6% 一般診療所：4.3%	B
訪問診療を提供する医療機関の割合 (カッコ内は施設数/総数)	病院：23.4% (48/205) 一般診療所：12.7% (166/1,312) 歯科診療所：11.4% (140/1,230) (2014.10)	病院：21.8% (44/202) 一般診療所：12.9% (174/1,351) 歯科診療所：11.8% (145/1,229) (2017.10)	病院：31.7% 一般診療所：20.5% 歯科診療所：13.8%	B

※「在宅看取りを実施する医療機関の割合」「訪問診療を提供する医療機関の割合」は厚生労働省「医療施設調査」のデータを用いており、直近の2020年度調査の結果については令和4年4月に公表予定

3 項目ごとの中間評価結果及び今後の取組

(1) 5 疾病

ア 評価

指標	初期値	中間評価時の値	目標値 (2023 年度)	評価
毎年健康診断を受ける市民の割合	58% (2016.7)	61.4% (2020.10)	70%	B
かかりつけ医を決めている市民の割合	62% (2016.7)	60.9% (2020.10)	70%	C

イ 主な事業内容

名称	実施内容
かかりつけ医などの普及促進	広報媒体等を活用し、市民にかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師（薬局）の普及促進を図ります。
かかりつけ医認知症対応力向上研修	かかりつけ医が適切な認知症診断・治療・ケア・連携等に関する知識を習得するとともに、本人や家族の支援方法を学ぶための研修を実施します。
認知症サポート医養成研修	認知症の診療に習熟し、「かかりつけ医」への助言等の支援を行うとともに、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携役となる認知症サポート医を養成します。
高齢者等の在宅医療ネットワーク推進事業	超高齢社会や医療機関等の不足に備え、誰もが住み慣れた地域で「もれ」や「切れ目」なく、安心して療養できるよう在宅医療提供体制を整備します。
医療機能分化に係る情報提供	医療提供者に対し、医療機能の選択に資する情報提供を行います。
地域連携クリティカルパスの推進	地域連携クリティカルパスの医療機関への普及を推進します。
在宅歯科医療連携に関する相談窓口の推進	医療・介護等関係者及び市民に対し、在宅歯科医療連携に関する相談窓口の利用推進に向けた周知を行います。
医療情報ポータルサイトの構築	医療に関する情報を集約したインターネットサイトを開設します。
かかりつけ医などと連携した普及啓発	かかりつけ医などと連携し、健診受診勧奨など市民の健康力・予防力の向上に関する普及啓発を行います。

ウ 今後の取組

- かかりつけ医を持つ市民を増やすため、かかりつけ医を持つ割合が比較的低い若年層を中心に、市民全体に対し、かかりつけ医を持つことの意義等について普及啓発を継続して実施します。
- 医療提供者、関係団体、市民が適切な情報を得られるよう、札幌市公式ホームページのリニューアルを行い、随時更新していきます。

(2) 救急医療

ア 評価

指標	初期値	中間評価時の値	目標値 (2023年度)	評価
救急告示参画医療機関数	52カ所 (2017.7)	51カ所 (2021.4)	52カ所 (維持)	C
救急安心センター相談件数	46,106件 (2016年度)	203,477件 (2020年度) コロナ関連相談を 除くと89,384件	60,000件	A

イ 主な事業内容

名称	実施内容
夜間急病センター運営事業	夜間急病センターの運営により、夜間の急病患者の医療を確保します。
救急医療機関制度の運営	救急医療機関制度を運営し、休日や夜間等における救急患者に対応します。
救急医療機関の適切な利用の推進	消防局と連携した普及啓発用シールの配布などにより救急医療機関の適切な利用について普及推進します。
AEDの普及	市有施設での、聴覚障がい者にも対応したテキストディスプレイ付AEDの設置と適切な管理を促進します。
医療機能分化に係る情報提供	(再掲) [P9参照]
救急安心センターさっぽろの運営	急な病気やけがの時に、24時間・365日、看護師の資格を持った医療相談員が相談者の症状に応じ、119番転送や医療機関の受診案内を行う「救急安心センターさっぽろ」の運営を行います。
消防と医療の連携強化	全ての救急車にタブレット端末を導入し、ICTを活用した画像伝送や多言語翻訳機能などにより、受入先医療機関選定の効率化等を図ります。
医療情報ポータルサイトの構築	(再掲) [P9参照]

ウ 今後の取組

- 救急医療体制を維持していくために、関係団体と継続的に協議し、医師の働き方改革への対応なども踏まえ、体制の見直しに取り組みます。
- 救急安心センターさっぽろのプロトコル²見直しにより、トリアージ³精度を向上させていきます。
- 救急安心センターさっぽろをはじめとする救急医療の相談窓口について、普及啓発を継続的に実施していきます。

² 救急医療相談の際に使用する緊急度・重症度の判定手順。

³ 緊急度・重症度の判定。

(3) 災害医療

ア 評価

指標	初期値	中間評価時の値	目標値 (2023年度)	評価
災害時基幹病院における業務継続計画の策定割合	25% (2016.12)	33% (2018.3)	100%	B
訓練に参加する医療機関数	—	—	10カ所	—

イ 主な事業内容

名称	実施内容
災害医療体制の強化	災害医療体制の再検証結果を踏まえ、災害時基幹病院制度の運営や災害医療訓練の実施を行うほか、災害時の医療救護活動等において必要な規定を整備します。
医療救護活動に携わる職員の災害対応力向上研修	医療救護活動に携わる職員の災害対応力向上研修を実施します。
医療機関における防災体制の強化支援	医療機関における災害対策マニュアル策定状況等について確認し、防災体制の強化に係る支援を行います。
医療情報ポータルサイトの構築	(再掲) [P 9 参照]

ウ 今後の取組

- 災害時基幹病院を中心とした訓練や医療救護活動に携わる職員を対象とした EMIS 入力訓練等を実施していきます。
- 防災体制の強化を図るため、医療機関における災害対策マニュアルの策定を支援します。

(4) 周産期医療

ア 評価

指標	初期値	中間評価時の値	目標値 (2023年度)	評価
産婦人科二次・三次救急医療体制参画医療機関数	11カ所 (2017.7)	11カ所 (2021.4)	11カ所 (維持)	A
夜間におけるNICU空床確保率	100% (2016年度)	100% (2020年度)	100%	A

イ 主な事業内容

名称	実施内容
産婦人科救急医療体制の運営	産婦人科救急医療体制を運営し、年間全日体制で妊婦その他婦人科系疾患の救急患者に対応します。
産婦人科救急情報オペレート事業	産婦人科救急医療機関の空きベッド状況を確認して搬送依頼に迅速に対応する「コーディネート業務」及び産婦人科疾患に関する相談を受けることで妊婦等の不安を解消する「産婦人科救急相談電話」を運営します。
医療機能分化に係る情報提供	(再掲) [P 9 参照]
救急安心センターさっぽろの運営	(再掲) [P 11 参照]
医療情報ポータルサイトの構築	(再掲) [P 9 参照]

ウ 今後の取組

- 産婦人科救急医療体制を維持していくために、関係団体と継続的に協議し、協力体制を維持していきます。
- 産婦人科救急医療機関の適正利用について、普及啓発を継続的に実施していきます。
- 医療機関が妊産婦等の重症度・緊急度に応じて適切な機能分担をすることができるよう、研修等を実施します。

(5) 小児医療

ア 評価

指標	初期値	中間評価時の値	目標値 (2023年度)	評価
二次救急医療機関制度参画 医療機関数(小児科)	11カ所 (2017.7)	11カ所(2021.4)	11カ所 (維持)	A

イ 主な事業内容

名称	実施内容
かかりつけ医などの普及 促進	(再掲) [P 9 参照]
救急医療機関制度の運営	(再掲) [P 11 参照]
子どもの心の専門医の育成	子どもの心の専門医を育成するために、北海道大学に寄附を行います。専門的な知識・経験を有する3名の医師が担当教員となり、研修医などに対し、講義や研究を行います。
子どもの急病に関する普及啓発	母子手帳の発行と併せた「こどもの急病」パンフレットの配布などにより子どもの急病に関する対処方法等について普及啓発を行います。
医療機能分化に係る情報 提供	(再掲) [P 9 参照]
救急安心センターさっぽ ろの運営	(再掲) [P 11 参照]
医療情報ポータルサイト の構築	(再掲) [P 9 参照]

ウ 今後の取組

- 小児救急医療体制を維持していくために、関係団体と継続的に協議し、協力体制を維持していきます。
- 小児救急医療機関の適正利用について、普及啓発を継続的に実施していきます。

(6) 在宅医療

ア 評価

指標	初期値	中間評価時の値	目標値 (2023年度)	評価
在宅看取りを実施する医療機関の割合 (カッコ内は施設数/総数)	病院：2.0% (4 / 205) 一般診療所：2.5% (33 / 1,312) (2014.10)	病院：3.0% (6 / 202) 一般診療所：3.3% (44 / 1,351) (2017.10)	病院：5.6% 一般診療所：4.3%	B
訪問診療を提供する医療機関の割合 (カッコ内は施設数/総数)	病院：23.4% (48 / 205) 一般診療所：12.7% (166 / 1,312) 歯科診療所：11.4% (140 / 1,230) (2014.10)	病院：21.8% (44 / 202) 一般診療所：12.9% (174 / 1,351) 歯科診療所：11.8% (145 / 1,229) (2017.10)	病院：31.7% 一般診療所：20.5% 歯科診療所：13.8%	B

イ 主な事業内容

名称	実施内容
在宅医療・介護連携に関する相談窓口の運営	医療と介護の関係者に対し、在宅医療や介護連携の推進に資する情報提供や助言を行う相談窓口を運営します。
在宅医療・介護従事者の意見交換会	医療と介護の両方を必要とする状態になっても地域で安心して暮らせる体制を構築するため、在宅医療・介護連携に関する関係機関を対象に意見交換会を実施します。
高齢者等の在宅医療ネットワーク推進事業	(再掲) [P 9 参照]
医療機能分化に係る情報提供	(再掲) [P 9 参照]
地域連携クリティカルパスの推進	(再掲) [P 9 参照]
在宅歯科医療連携に関する相談窓口の推進	(再掲) [P 9 参照]
医療情報ポータルサイトの構築	(再掲) [P 9 参照]

ウ 今後の取組

- 在宅医療を担う医療従事者を確保するため、医師、歯科医師、薬剤師、看護職の人材育成研修を引き続き行っていくとともに、その対象を拡大していきます。
- 市民が看取りを含めて在宅医療への理解を深められるよう、講演会等の取組により、普及啓発を進めていきます。

4 全体の中間評価結果及び今後の計画推進

(1) 全体の中間評価

項目	指標数	評価			
		A	B	C	-
		目標水準を達成・ほぼ達成	前進している	後退・横ばい	未着手
5疾病	2		1	1	
救急医療	2	1		1	
災害医療	2		1		1
周産期医療	2	2			
小児医療	1	1			
在宅医療	2		2		
合計	11 (100%)	4 (36.4%)	4 (36.4%)	2 (18.1%)	1 (9.1%)

目標水準を達成・ほぼ達成「A」、前進している「B」指標数は、あわせて8指標（72.8%）でした。また、後退・横ばい「C」、未着手「-」の指標数は、あわせて3指標（27.2%）でした。

(2) 今後の計画推進

中間評価の結果を踏まえて後半の事業を実施し、令和5年度に最終評価を行います。事業の成果及び課題は、第三ステップに反映させます。



資料編

1 さっぽろ医療計画評価委員会委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏名	所属・役職
あづま ゆきひこ 東 幸彦	北海道 保健福祉部地域医療推進局地域医療課長
あらかみ みえ 荒木 美枝	公益社団法人 北海道看護協会 専務理事
たかはし しゅうじ 高橋 修史	一般社団法人 札幌歯科医師会 副会長
たにぐち かなこ 谷口 香奈子	公益社団法人 北海道栄養士会 医療栄養士協議会副会長
とくだ さだひさ 徳田 禎久	特定非営利活動法人 北海道病院協会 常任理事
のなか ただし 野中 雅	一般社団法人 札幌市医師会 副会長
やなせ よしひろ 柳瀬 義博	一般社団法人 札幌薬剤師会 会長

2 各事業の進捗状況

基本目標1 安心を支える地域医療提供体制の整備

基本 施策	事業 No	取組の名称	取組の概要	区分 [新規・レ ベルアッ プ・継続]	レベルアップ・新規取組の内容	所管課	令和3年度実施内容(年度内実施予定も含む)
① 救急医療体制の安定維持	1	夜間急病センター運営事業	夜間急病センターの運営により、夜間の急病患者の医療を確保する。	継続	—	保)医療政策課	夜間急病センターの運営(院内感染防止のため、待機ブース等を設置)
	2	札幌歯科医師会口腔医療センター運営支援	札幌歯科医師会が設置する「札幌歯科医師会口腔医療センター」において、夜間における歯科急病患者及び障がい者の診療の実施を支援する。	継続	—	保)医療政策課	札幌歯科医師会口腔医療センターが実施する、夜間における歯科急病患者及び障がい者の医療体制の維持に対する補助
	3	救急医療機関制度の運営 ・土曜午後・休日救急当番制度運営事業 ・救急告示医療機関制度運営事業 ・二次救急医療機関制度運営事業 ・眼科救急医療機関制度運営事業	救急医療機関制度を運営し、休日や夜間等における救急患者に対応する。	継続	—	保)医療政策課	札幌市医師会が実施する救急医療機関制度の運営に対する補助
	4	産婦人科救急医療体制の運営	産婦人科救急医療体制を運営し、年間全日体制で妊婦その他婦人科系疾患の救急患者に対応する。	継続	—	保)医療政策課	優先病院(当番医療機関)及び患者受入医療機関に対する補助
	5	産婦人科救急情報オペレート事業	産婦人科救急医療機関の空きベッド状況を確認して搬送依頼に迅速に対応する「コーディネート業務」及び産婦人科疾患に関する相談を受けることで妊婦等の不安を解消する「産婦人科救急相談電話」を実施する。	レベルUP	◎コーディネーターに対する研修の実施	保)医療政策課	事業の安定運営に向けた業務体制の整理
	6	外国人患者受入医療機関確保事業	札幌東徳洲会病院との「外国人患者の受入に関する協定」に基づく事業運営支援を行う。	継続	—	保)医療政策課	なし(要綱により令和元年度で補助金交付終了)
	7	消防と医療の連携強化	全ての救急車に既に導入されているタブレット端末を用いて、医療機関への画像伝送や多言語翻訳、受入先医療機関選定の効率化等を図る。	継続	◎医療機関への画像伝送システムの構築 ◎病院選定支援システムの構築	消)救急課	導入した機能(多言語翻訳機能、電子情報取得機能、画像伝送機能、受入要請効率化機能)の継続運用

基本 施策	事業 No	取組の名称	取組の概要	区分 [新規・レ ベルアッ プ・継続]	レベルアップ・新規取組の内容	所管課	令和3年度実施内容(年度内実施予定も含む)
② 在宅 医療 提供 体制 の 充実	8	高齢者等の在宅医療ネットワーク推進事業 ・札幌市在宅医療推進会議の運営 ・人材育成 ・市民等への普及啓発 ・後方支援体制の運用	誰もが住み慣れた地域で「もれ」や「きれめ」なく、安心して療養できるよう在宅医療提供体制を整備する。	レベルUP	◎人材育成研修 回数・対象拡大 ◎後方支援体制 需要に応じたグループ診療体制の拡大 ◎普及啓発 在宅医療の提供イメージが伝わりやすい市民への周知の実施	保)医療政策課	1 札幌市在宅医療推進会議の運営未定 2 人材育成 (1) 医師向け研修:年30回予定 (2) 歯科医師向け研修 ・年2回予定(12月、3月) (3) 薬剤師向け研修 ・年2回予定 (4) 看護職向け研修 ・年4回実施 ○訪問看護スキルアップ研修(呼吸管理と看護、 フィジカルアセスメント) 8月5、6日(参加者41名) ○訪問看護スキルアップ研修(スキンケア、ストマ ケア、フットケア)(第1回) 10月7、8日(参加者22名) ○訪問看護スキルアップ研修(スキンケア、ストマ ケア、フットケア)(第2回) 10月19、20日(参加者16名) ○訪問看護入門研修 10月21、22日(参加者12名) 3 市民等への普及啓発 (1) 市民等を対象とした講演会・セミナー ・年2回予定 4 後方支援体制の運用 主治医・副主治医等によるグループ診療体制 の運用(10グループ設置)
③ 災害 医療 体制 の 強化	9	災害医療体制の強化 ・災害医療体制の再検証 ・災害時基幹病院制度の運営 ・災害時基幹病院を中心とした災害医療訓練 の実施 ・災害時の医療救護活動等において必要な規 定の整備	災害医療体制の再検証結果を踏まえ、災害時基幹病院制度の運営 や災害医療訓練の実施を行うほか、災害時の医療救護活動等にお いて必要な規定を整備する。	レベルUP	◎災害医療体制の再検証 災害医療体制検討委員会の設置 ◎災害時基幹病院制度の運営 災害時基幹病院の見直し・再指定 ◎災害医療訓練 災害時基幹病院を中心とした訓練の実施 ◎規定の整備 災害医療救護活動マニュアル改訂、医療対策本部運営 要綱制定	保)医療政策課	1 札幌市災害時基幹病院等連絡協議会(1回) 2 EMIS入力訓練(1回) 3 札幌飛行場(丘珠空港、陸上自衛隊丘珠駐屯 地)における航空搬送拠点臨時医療施設(SCU) の設置に係る協定の締結
	10	医療機関における防災体制の強化支援	医療機関における災害対策マニュアル策定状況等について確認し、 防災体制の強化に係る支援を行う。	レベルUP	◎医療機関における災害対応マニュアル策定支援	保)医療政策課	1 非常用電源設備設置等補助金 2 衛星携帯電話の設置 3 札幌市衛星携帯電話外部アンテナ設置に係る 補助金
	11	災害時医療救護活動研修等対策支援	札幌市医師会が実施する災害時医療研修事業と、災害時に市内の 医療機関に一斉に連絡するシステムの維持・管理に対して支援す る。	継続	—	保)医療政策課	札幌市医師会が実施する、災害時医療救護活動 に関する訓練及び情報連絡システムの維持・管 理に対する補助

基本 施策	事業 No	取組の名称	取組の概要	区分 [新規・レ ベルアッ プ・継続]	レベルアップ・新規取組の内容	所管課	令和3年度実施内容(年度内実施予定も含む)
	12	災害時重要管路耐震化事業	札幌市災害時基幹病院、2次救急医療機関、救急告示医療機関、透析医療機関、指定避難所(基幹)の5つを災害時重要施設と位置付け、これら施設までの水道水の供給ルートを災害時重要管路として、耐震化を行う。平成19年度から人命に直接係わる医療機関を優先的に耐震化を進めており、これら医療機関に加えて、学校などの指定避難所(基幹)への水道水の供給ルートの耐震化も併せて行う。	継続	—	水)給水課	1. 医療機関2箇所へ向かう供給ルートの耐震化を完了する予定 2. 指定避難所(基幹)2箇所へ向かう供給ルートの耐震化を完了する予定
④ 地域 医療を 支える 人材の 確保・ 養成	13	札幌市立大学運営費交付金の交付	幅広い資質・能力を兼ね備えた看護師・保健師・助産師の育成はもとより、大学院における小児、精神、がん看護等の高度な看護を実践できる専門看護師(CNS)の育成を通じて、医療を受ける市民への貢献など、まちづくりに幅広く貢献する大学運営を行う法人に対し、教育研究を安定的に実施できるよう支援を行う。 ※札幌市立大学は、デザイン学部、看護学部の2学部を設置	継続	—	政)企画課	看護師・保健師・助産師の育成を行っている。 学生数(2021.5.1): 看護学部338人 うち保健師コース58人、助産学専攻科11人、看護学研究科(博士前期課程・博士後期課程)40人 うち博士前期課程専門看護師コース(在宅1人、小児1人、急性期0人、がん0人、精神0人)
	14	かかりつけ医認知症対応力向上研修	かかりつけ医が適切な認知症診断・治療・ケア・連携等に関する知識を習得するとともに、本人や家族の支援方法を学ぶための研修を実施する。	継続	—	保)介護保険課	標記研修の実施(1回/年)
	15	認知症サポート医養成研修	認知症の診療に習熟し、「かかりつけ医」への助言等の支援を行うとともに、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携役となる認知症サポート医を養成する。	継続	—	保)介護保険課	標記研修の公費受講者選定の委託 標記研修受講申込の実施等(9名)
	16	認知症支援多職種研修・認知症支援事業推進委員会	地域における認知症支援のネットワーク構築のため、認知症支援における多職種の研修及び認知症支援事業推進委員会を開催する。	継続	—	保)介護保険課	認知症支援事業推進委員会の開催
	17	子どもの心の専門医の育成	子どもの心の専門医を育成するために、北海道大学病院に寄附を行う。専門的な知識・経験を有する3名の医師が担当教員となり、研修医などに対し、講義や研究を行う。	継続	—	保)障がい福祉課	北海道大学病院に寄附を行い、寄附講座を開設した
	18	高齢者口腔ケア研修事業 ・医療・介護従事者向け研修会 ・市民向け講習会	要支援・要介護高齢者の口腔状態の改善、機能の向上を図るため、医療、介護職員が口腔ケアの重要性について学ぶ研修会を開催する。また、一般高齢者に対しても講習会を行い、口腔に対する意識の向上を図る。	継続	—	保)健康企画課	1.講演会 1回 2.研修・実習 4回 3.一般高齢者対象講習会 3回
	19	潜在看護職復職支援講習会	復職を目指している看護職(保健師、助産師、看護師、准看護師)を対象として、看護現場の現状や復職への取組方などを学ぶ講習会を開催し、復職を支援する。	レベルUP	◎潜在看護職復職支援講習会の開催回数拡大	保)医療政策課	・年3回開催 第1～2回:9月14、15日(参加者8名) 第3回:11月16、17日(参加者5名) ※第2回は9/16及び9/17の2日間で実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、施設実習及び実習後交流会を中止し、その他の内容については第1回と統合し実施した

基本 施策	事業 No	取組の名称	取組の概要	区分 [新規・レ ベルアッ プ・継続]	レベルアップ・新規取組の内容	所管課	令和3年度実施内容(年度内実施予定も含む)
	20	医療救護活動に携わる職員の災害医療対応力向上研修	医療救護活動に携わる職員の災害医療対応力向上研修を実施する。	レベルUP	◎災害医療対応力向上研修 EMIS入力訓練等	保)医療政策課	・衛星携帯電話の使用方法について、関係職員に対し周知予定 ・札幌市災害対策本部訓練への参加
	21	未就業歯科衛生士支援リカバリー研修セミナー支援	札幌歯科医師会が実施する「未就業歯科衛生士支援リカバリー研修セミナー」の開催を支援する。	継続	—	保)医療政策課	札幌歯科医師会が実施する、さまざまな事情により職場を離れた歯科衛生士の復職支援研修に対する補助
	22	エイズ・性感染症対策 ・予防啓発 ・HIV抗体検査・相談 ・性感染症対策	<p>・予防啓発 感染拡大防止のため、これまでに、ラジオ広報やリーフレット配布のほか、NGO・NPOと連携し、若年層や男性同性愛者層を対象とした予防啓発などを行う。</p> <p>・HIV抗体検査・相談 保健センターにおいて毎月2回、匿名・無料の検査を実施しているほか、夜間検査を毎月第2火曜日、休日検査を年3回実施する。また、平成19年12月から、毎週土曜日には、民間団体による検査を行う。</p> <p>・性感染症対策 さらに、その他増加傾向にある性感染症についても、一体的な感染拡大防止及び啓発事業を推進する。</p>	レベルUP	◎HIV抗体検査・相談 梅毒同時検査 ◎予防啓発 学生向け予防講座	保)感染症総合対策課	<p>1 予防啓発 ・学生向け出張講座、世界エイズデーに伴う予防啓発キャンペーン等の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、講座、キャンペーン等を中止し、エイズ予防啓発カードの配布、街頭大型ビジョンやホームページ・ポスター掲示にて予防啓発を実施。</p> <p>2 HIV抗体検査・相談 ・匿名・無料のHIV検査を実施。平日検査を毎月2回、夜間検査を毎月第2火曜日、休日検査を年3回実施しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、平日・夜間・休日検査について、一時中止や検査回数・定員数を規模縮小し実施した。</p> <p>・毎週土曜日には、民間団体によるHIV検査を実施しているが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、検査を一時中止した。</p> <p>3 性感染症対策 ・保健センターにおいて、HIV抗体検査に付随して梅毒検査を実施しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2HIV抗体検査・相談と同様に、検査の一時中止や規模縮小しての実施となった。</p>
	23	結核対策 ・発生動向調査 ・直接服薬確認法(DOTS)の実施 ・講習会 ・予防啓発	発生動向調査、結核患者の治療成功率を高め、結核り患を減少させるため、関係医療機関と地域が連携した直接服薬確認法(DOTS)の実施、講習会の実施等による人材確保、予防啓発などを行う。	継続	—	保)感染症総合対策課	<p>1 発生動向調査 2 直接服薬確認法(DOTS)の実施 3 講習会 ・高齢者施設に対する結核・感染症対策研修会の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止した。</p> <p>4 予防啓発 ・結核予防のポケットティッシュ等作成</p>

基本目標2 地域と結びつけた医療連携体制の構築

基本施策	事業No	取組の名称	取組の概要	区分 [新規・レベルアップ・継続]	レベルアップ・新規取組の内容	所管課	令和3年度実施内容(年度内実施予定も含む)
① 医療機関の機能分化の推進	24	医療機能分化に係る情報提供	医療提供者に対し、医療機能の選択に資する情報提供を行う。	レベルUP	◎医療機能情報分析結果を掲載したデータブックの発行 ◎医療機関向け地域医療構想説明会の開催	保)医療政策課	・新型コロナウイルス感染症を考慮し、地域医療構想説明会を書面開催 ・江別保健所が開催する札幌圏域個別調整部会を年1回開催(12月24日、書面開催)
	25	救急安心センターさっぽろの運営	急な病気やけがの時に、24時間・365日、看護師の資格を持った医療相談員が相談者の症状に応じ、119番転送や医療機関の受診案内を行う「救急安心センターさっぽろ」の運営を行う。	レベルUP	◎プロトコール見直しによるトリアージの精度向上	保)医療政策課	・入電増に対応するための増員・設備増強 ・救急安心センターさっぽろ運営会議及びプロトコール専門委員会の開催
	26	札幌市医師会「地域医療室」運営支援	市立札幌病院内に札幌市医師会が設置した「地域医療室」において、市立札幌病院と地域医療機関のネットワーク化の推進、医療機能の分担と医療資源の効率的活用を図る。	継続	—	保)医療政策課	札幌市医師会が実施する、地域医療室推進事業に対する補助
② 医療連携強化・介護等	27	地域連携クリティカルパスの推進	地域医療連携クリティカルパスの医療機関への普及を推進します。	レベルUP	◎在宅医療用クリティカルパスの作成	保)医療政策課 保)介護保険課	在宅医療介護連携手帳の配布
③ 医療・介護等の連携強化	28	在宅医療・介護従事者の意見交換会	医療と介護の両方を必要とする状態になっても地域で安心して暮らせる体制を構築するため、在宅医療・介護連携に関する関係機関を対象に意見交換会を実施する。	継続	—	保)介護保険課	意見交換会の実施(5回)
	29	在宅医療・介護連携に関する相談窓口の運営	医療と介護の関係者に対し、在宅医療や介護連携の推進に資する情報提供や助言を行う相談窓口の運営を行う。	継続	—	保)介護保険課	窓口運営の委託実施
	30	地域包括支援センター運営事業	市内27か所の地域包括支援センターにおいて、地域の高齢者の心身の健康維持や保健・福祉・医療の向上を図ることを目的として、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務を行う。 個別課題解決、地域課題の発見、地域関係者とのネットワーク構築等を目的とした「地域ケア会議」等を通じて、医療関係者との連携を深め、介護や医療を必要とする在宅高齢者への支援強化を図る。	継続	—	保)介護保険課	1. 総合相談支援業務 2. 権利擁護業務 3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 4. 介護予防ケアマネジメント業務
	31	医療・介護の連携に関する各種加算の事業所周知	医療と介護の連携を評価する加算制度について事業者へ周知する。	継続	—	保)介護保険課	市内の介護サービス事業者を対象に集団指導を実施し、各種加算について周知
	32	在宅歯科医療連携に関する相談窓口の推進	医療・介護等関係者及び市民に対し、在宅歯科医療連携に関する相談窓口の利用推進に向けた周知を行います。	継続	—	保)医療政策課	医療ポータルサイトに掲載する等での周知を行うことを検討

基本目標3 医療提供者と市民との情報共有・相互理解の促進

基本 施策	事業 No	取組の名称	取組の概要	区分 [新規・レ ベルアッ プ・継続]	レベルアップ・新規取組の内容	所管課	令和3年度実施内容(年度内実施予定も含む)
① 医療提供体制についての情報共有・理解の促進	33	札幌市精神科救急情報センター	専門の相談員が、精神障がいのある人やその家族から、緊急の精神科医療が必要と考えられる事例についての電話相談を受け、必要に応じて情報提供や精神科当番病院への受診調整を行う。また、精神科救急の円滑な推進のため、警察・消防・医療機関等の関係機関との調整を図る。平日は17時～翌朝9時まで、土日祝日は朝9時～翌朝9時まで24時間体制で電話相談に応じている。	継続	—	保)精神保健福祉センター	令和元年度と同程度、同内容の事業を実施。
	34	医療情報ポータルサイトの構築	医療に関する情報を集約したインターネットサイトを開設する。	新規	◎(仮)さっぽろ医療情報ナビ開設(H31～)	保)医療政策課	サイトの内容を検討中
	35	かかりつけ医などの普及促進	広報媒体等を活用し、市民にかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師(薬局)の普及促進を図る。	継続	—	保)医療政策課	各区役所等に冊子を配架して配布
	36	医療アドバイザー制度	医療機関のかかり方や薬の知識など、市民の医療に関する相談ニーズに対応するため、専門家等を医療アドバイザーとして登録し、地域における自主的な学習会などに派遣する。	継続	—	保)医療政策課	講演依頼なし
	37	さっぽろ医療ガイドの配布	市民に札幌市の医療体制を周知し、医療機関や相談窓口などを案内する「さっぽろ医療ガイド」を配布する。	継続	—	保)医療政策課	各区役所等に冊子を配架して配布
	38	救急医療機関の適切な利用の推進	消防局と連携した普及啓発用シールの配布などにより救急医療機関の適切な利用について普及推進する。	継続	—	保)医療政策課	救急安心センターの普及啓発
	39	出前講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「急な病気になったら!?～知っておこう!札幌市の救急医療体制」を実施し、医療資源の適切な利用を呼びかける。 ・「『かしこい患者』になりましょう!～上手なお医者さんのかかり方」を実施し、医療機関との良好なコミュニケーションのとり方などについて理解を促進する。 	継続	—	保)医療政策課	<ul style="list-style-type: none"> ○「急な病気になったら!?～知っておこう!札幌市の救急医療体制」 ・令和2年度実績 4回、61名 ○「『かしこい患者』になりましょう!～上手なお医者さんのかかり方」 ・実績 4回

基本 施策	事業 No	取組の名称	取組の概要	区分 [新規・レ ベルアッ プ・継続]	レベルアップ・新規取組の内容	所管課	令和3年度実施内容(年度内実施予定も含む)
② 医療の安全確保に関する助言・情報提供の強化	40	医療機関への立入検査の実施	医療機関への立入検査を行い、医療安全対策の促進を図る。	継続	—	保)医療政策課	札幌市内における新型コロナウイルス感染症の流行状況等を鑑み、令和3年度は医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査は診療所については中止とし、病院については書面検査として実施中である。 病院 200施設
	41	薬事関係施設への立入検査の実施	薬事関係施設への立入検査を行い、医薬品等の安全対策の促進を図る。	継続	—	保)医療政策課	薬局、店舗販売業、医療機器販売業などの許可施設に対し立入検査を実施し、医薬品等の適正な取り扱い等について指導した。
	42	病院・診療所支援事業の実施	新任医療従事者研修、有床診療所向け立入検査説明会等を開催する。	継続	—	保)医療政策課	札幌市内における新型コロナウイルス感染症の流行状況等を鑑み、令和3年度の「新任事務担当者研修」についてはやむを得ず中止とした。なお、例年実施している「新任医療従事者研修会」、及び「有床診療所向け研修会」も中止予定。
	43	健康食品の買上検査の実施	インターネット等で販売する健康食品の買上検査を実施する。	継続	—	保)医療政策課	令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大のため、事業を中止した。
頼③ 医療関係構築の提供者と市民との信頼	44	医療安全支援センター運営 ・医療安全相談窓口の運営 ・医療安全講習会等の開催 ・医療安全推進協議会の運営	医療安全相談窓口の運営、医療安全講習会等の開催、医療安全推進協議会の運営を行う。	継続	—	保)医療政策課	新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、医療安全推進協議会はオンラインでの開催を予定している。また、医療安全講習会等の開催については検討中である。 医療安全相談窓口 ・相談件数(12月末)1,374件

基本目標4 市民の健康力・予防力の向上

基本 施策	事業 No	取組の名称	取組の概要	区分 [新規・レ ベルアッ プ・継続]	レベルアップ・新規取組の内容	所管課	令和3年度実施内容(年度内実施予定も含む)
ど① のか 普か り啓 つ 発 け 医 な	45	各種パンフレットの作成	国民健康保険に関するパンフレットに、かかりつけ医などを掲載し普及啓発を図る。	継続	—	保)国保健康推進担当課	国民健康保険に関するパンフレットに、かかりつけ医などを掲載。
②保 健・ 医 療に 関 す る 情 報 発 信 と 普 及 啓 発 の 強 化	46	難病患者支援対策事業 ・面接訪問相談事業 ・医療相談事業 ・普及啓発事業 ・患者団体への支援 ・難病対策地域協議会の開催	面接訪問相談事業、医療相談事業、普及啓発事業、患者団体への支援、難病対策地域協議会の開催などにより難病等患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び療養生活の質の向上を図る。	継続	◎難病対策地域協議会の設置(H30～)	保)健康企画課	・面接訪問相談事業 1,983件(10月末現在) ・医療相談会 年4回 ・普及啓発事業 呼吸リハビリ教室 年2回、難病ガイドブックの発行 ・患者団体への支援 ・難病対策地域協議会(小児慢性特定疾病部会、ワーキンググループ[ネットワーク検討会]含む) 年3回 ※医療相談会、呼吸リハビリ教室はR2は中止したものの、R3はオンラインで例年通り実施している。
	47	たばこ対策推進事業	健康増進法に基づく指導や、令和2年2月に表明した「さっぽろ受動喫煙防止宣言」に伴う取組の実施及び周知啓発の充実により、受動喫煙防止や禁煙支援等のたばこ対策を推進する	レベルUP	◎「さっぽろ受動喫煙防止宣言」の表明(R2.2)及び宣言に基づく取組の実施	保)健康企画課	・禁煙外来治療費助成事業 ・さっぽろMU煙デー推進による周知啓発 ・関連事業での受動喫煙防止に関する周知啓発 ・「世界禁煙デーパネル展」の開催(R3.6実施) ・飲食店禁煙化工事費等補助事業
	48	健康教育	市民に健康に関する正しい知識の普及を図るため、生活習慣病予防、健康増進等に関して、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、栄養士、歯科衛生士等を講師として健康教室を開催する。	継続	—	保)健康企画課	各区の課題や地域の実情に応じて、生活習慣病予防等に関する健康教育を実施。(年間700回、30,000人程度) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、講演会形式以外の動画配信等の方法についても検討。
	49	札幌市食生活指針啓発事業	市民の食生活の改善による健康の保持増進や疾病の予防・改善に向け、札幌市健康・栄養調査結果等から市民の食生活の課題をまとめた札幌市食生活指針の普及啓発を図る。	継続	—	保)健康企画課	・保健所健康企画課が行う健康教育、イベント事業等における普及啓発の実施 ・区健康・子ども課が行う乳幼児健診、各種教室や健康教育を通じての普及啓発の実施

基本 施策	事業 No	取組の名称	取組の概要	区分 [新規・レ ベルアッ プ・継続]	レベルアップ・新規取組の内容	所管課	令和3年度実施内容(年度内実施予定も含む)
	50	思春期ヘルスケア事業	学校教育と連携して、小・中・高校生や保護者を対象に、保健センターの専門職が生命誕生や性感染症、たばこの害等の思春期の健康づくりに関する健康教育を行う。	継続	—	保)健康企画課	・小中高校生や保護者を対象とした保健センターの専門職による健康教育の実施 ・学校と地域の思春期保健に関する課題の共有を図る機会を設ける。 ・学校関係者を対象として性に関する最新知識を提供するためのセミナーを開催(令和3年度も、新型コロナウイルス感染症の影響により開催未定) ・地域の中で、学校・地域住民・医療機関等による連携を強化し、性に関するネットワーク構築を図るため、10区において地域の実情に合わせた取組を行う。
	51	若者の性に関する知識の普及啓発事業	医療機関との連携により、人工妊娠中絶経験者・性感染症罹患患者を含め、若い世代に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、相談体制の充実を図る。	継続	—	保)健康企画課	・医療機関や保健センターにおいて、人工妊娠中絶・性感染症の予防に関する保健指導を実施 ・大学・短期大学・専門学校の学生及び保護者等へのリーフレットの配布を通じて正しい知識の普及啓発を行う
	52	さっぽろ歯っぴいらんど	一般社団法人札幌歯科医師会、札幌市、札幌市教育委員会、北海道歯科衛生士会札幌支部、札幌歯科技工士会が主催のイベントで、検診や健康相談、展示等を実施し、歯と口の健康に関する正しい知識を市民に対して普及啓発する。	継続	—	保)健康企画課	新型コロナウイルス感染症の影響により、実施方法と取組内容を一部変更し、来場型のイベント形式ではなくオンラインによる配信にて普及啓発を実施。
	53	セミナー等周知支援	関係団体等が開催する医療に関するセミナー、シンポジウム等に対し、共催、後援等により事業実施を支援する。	継続	—	保)医療政策課	通年、各関係団体等のイベント等の後援を実施
	54	AEDの普及	市有施設での、聴覚障がい者にも対応したテキストディスプレイ付AEDの設置と適切な管理を促進する。	継続	—	保)医療政策課	・市有施設のAED設置状況等の調査、併せて、テキストディスプレイ付AED導入とAEDの適切な管理について依頼 ・まちづくりパートナー企業やさっぽろまちづくりマイル企業へAED設置促進と適切な管理を依頼
	55	子どもの急病に関する普及啓発	母子手帳の発行と併せた「こどもの急病」パンフレットの配布などにより子どもの急病に関する対処方法等について普及啓発を行う。	継続	—	保)医療政策課	「こどもの急病」パンフレットの配布(令和2年度出生数に基づき、各区健康・子ども課あてに送付、配布を依頼)
	56	献血・臓器移植等の普及啓発	・献血 献血推進功労者への市長表彰を実施するなど、関係機関と連携した献血の普及啓発を実施。 ・臓器移植等 臓器移植ドナーカードなどを用いて、臓器移植や骨髄バンクの普及啓発を実施。	継続	—	保)医療政策課	令和3年度札幌市献血推進功労者として3事業者を表彰した。 また、区役所等において臓器移植ドナーカードやパンフレット等を配布し、普及啓発を実施した。

基本 施策	事業 No	取組の名称	取組の概要	区分 [新規・レ ベルアップ・継続]	レベルアップ・新規取組の内容	所管課	令和3年度実施内容(年度内実施予定も含む)
	57	札幌薬剤師会等との連携による「薬物乱用防止」の推進	札幌薬剤師会、北海道薬剤師会、北海道、北海道教育委員会、北海道警察、北海道厚生局麻薬取締部等と連携し、薬物の乱用防止のための啓発活動を行う。 また、札幌薬剤師会が実施する健康教室や薬物乱用防止キャンペーン等の啓発事業の実施を支援する。	継続	—	保)医療政策課	札幌薬剤師会が主催する薬物乱用防止キャンペーン等の啓発事業に参加した。また、地下鉄掲示板等での啓発を行った。
	58	かかりつけ医などと連携した普及啓発	かかりつけ医などと連携し、健康受診勧奨など市民の健康力・予防力の向上に関する普及啓発を行います。	新規	かかりつけ医などと連携した普及啓発	保)医療政策課	かかりつけ医を決めてもらえるよう各区役所にハンドブック等を配架して配布。
	59	感染症対策 ・感染症発生動向調査 ・予防啓発 ・感染症病棟の運営	・感染症発生動向調査 医療機関などから速やかに感染症発生情報を収集し、健康危機事態の把握に努めるほか、診療等に活用いただくため、市ホームページなどで医療機関や市民に情報を還元している。 さらに、必要に応じて、疫学調査などにより詳細情報の収集等に努めるほか、重大な感染症については疑いの段階で医療機関から情報を収集することで健康危機事態の防止に努めている。 ・予防啓発 広報さっぽろなどを利用し、市民への感染症に関する正しい知識の普及に努めるなど、各感染症予防事業を積極的に講ずることで、医療機関の負担軽減にも繋げている。 ・感染症病棟の運営 一類・二類感染症などの重大な感染症が発生した場合に備えて、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関に指定されている市立札幌病院感染症病棟の適切な運営体制を維持している。 (関連法:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)	継続	—	保)感染症総合対策課	1 感染症発生動向調査 平常時より医療機関から感染症発生情報の収集を行い、ホームページで腸管出血性大腸菌感染症などの市内発生情報を還元。 2 予防啓発 季節性の感染症についてホームページや通知等で市民や医療機関、社会福祉施設等に感染症の予防啓発を実施。 3 感染症病棟の運営 一類・二類感染症などの重大な感染症が発生した場合に備えて、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関に指定されている市立札幌病院感染症病棟の適切な運営体制を維持する。
	60	救急搬送に繋がる事故等の予防啓発	救急搬送に繋がる事故等を防ぐため、救急搬送データに基づく事故等の情報を、保健福祉局各担当課や関係団体等と共有するとともに、連携して予防啓発活動を進める。	レベルUP	◎高齢者等を対象とした事故予防の推進	消)救急課	【救急事故予防の推進】 高齢者等を対象とした救急事故予防啓発資料を作成し、ホームページ等に掲載するとともに、関係機関へ周知 <周知先> ・介護保険サービス事業所 ・地域包括支援センター、介護予防センター など

基本 施策	事業 No	取組の名称	取組の概要	区分 [新規・レ ベルアッ プ・継続]	レベルアップ・新規取組の内容	所管課	令和3年度実施内容(年度内実施予定も含む)
③ 保 健 ・ 医 療 ・ 福 祉 に 関 す る 相 談 機 能 の 充 実 と 連 携 強 化	61	認知症コールセンター	認知症に関する相談に専門職が電話で対応する認知症コールセンターを設置し、必要に応じ地域包括支援センター等の関係機関につなぎ、切れ目のない支援を提供する。	継続	—	保)介護保険課	認知症コールセンターの運営
	62	地域包括支援センター運営事業・介護予防センター運営事業	地域包括支援センター(27か所)及び介護予防センター(53か所)において、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、在宅介護やサービス利用に関する各種相談に応じるとともに、関係機関と連携を図りながら支援を行う。	継続	—	保)介護保険課	高齢者に係る総合相談支援
	63	心の健康づくり電話相談	さまざまな要因から心に悩みを抱える市民、精神に障がいのある市民又はその家族及び関係者などから精神保健福祉に係る相談を電話により受け、適切な助言等を行うとともに、必要に応じて関係機関を紹介する。 平日9時～17時は精神保健福祉センターにおいて電話相談を実施している。また、夜間・休日対応業務として、平日17時～21時及び土日祝休日10時～16時に電話相談を実施している。	継続	—	保)精神保健福祉センター	令和2年度と同程度、同内容の事業を実施。
	64	保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業	育児不安の軽減及び児童虐待発生予防のために、市内の医療機関において「育児支援が必要」と判断された親子に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら、家庭訪問等による育児支援を行う。	継続	—	保)健康企画課	医療機関からの「育児支援連絡票」等の送付に基づき、保健センターにおいて家庭訪問を実施し、訪問後医療機関に結果報告を行う。
	65	女性の健康支援相談・母性健康相談	妊娠中や産後の健康管理、思春期の身体と心の変化、不妊、更年期障害等、女性の健康に関する相談を保健センターで実施する。	継続	—	保)健康企画課	各区保健センターにおける健康相談の実施
	66	母子保健訪問指導事業(乳児家庭全戸訪問事業)	妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と、疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による訪問指導を行う。特に支援を必要とする妊婦への訪問指導を強化することで、妊娠期からの一貫した支援を進めている。	継続	—	保)健康企画課	生後4か月までの乳児のいる全家庭への訪問指導を実施するとともに、訪問指導において、産後のメンタルヘルスに関するスクリーニングを実施する。 新型コロナウイルス感染拡大時には、訪問を中止し、電話訪問に切り替え対応した。

基本 施策	事業 No	取組の名称	取組の概要	区分 [新規・レ ベルアッ プ・継続]	レベルアップ・新規取組の内容	所管課	令和3年度実施内容(年度内実施予定も含む)
④ 各種 健診・ 検診事 業の推 進	67	札幌市国保特定健診「とくとく健診」	<p>特定健診(とくとく健診) 40歳以上(年度中に40歳になる方を含む)の札幌市国民健康保険被 保険者を対象に、糖尿病等の生活習慣病の早期発見を目的とする 健康診断を実施する。希望者には併せて付加健診も実施。 【検査項目】 基本健診:問診、身体診察、血圧測定、血液検査(脂質、肝機能、血 糖、血清尿酸、血清クレアチニン)、尿検査 付加健診:心電図検査、血液検査(白血球数)、貧血検査</p>	継続	—	保)国保健康推進担当課	<p>特定健診(とくとく健診) 医療機関での個別健診及び地域の会館等での集 団健診を実施。 新型コロナウイルス感染症の影響 ・緊急事態宣言中は個別健診・集団健診どちらも 中止。 ・市有施設の閉鎖・ワクチン会場開設により、一部 の集団健診を中止。 ・令和3年12月～令和4年3月の期間において、住 民集団健診の新たな日程を追加し、受診機会の 確保を図る。</p>
	68	後期高齢者健診	<p>後期高齢者医療制度被保険者を対象に、糖尿病等の生活習慣病の 発見と必要に応じて医療につなげることを目的とする健康診断を実 施する。希望者には併せて付加健診も実施。 【検査項目】 札幌市国保特定健診に同じ(ただし腹囲の測定はない)</p>	継続	—	保)国保健康推進担当課	<p>北海道後期高齢者医療広域連合からの受託事 業。医療機関での個別健診及び地域の会館等 での集団健診を実施。 広報や周知については、札幌市国保特定健診の 周知活動に併せて実施。 新型コロナウイルス感染症の影響 ・緊急事態宣言中は個別健診・集団健診どちらも 中止。 ・市有施設の閉鎖・ワクチン会場開設により、一部 の集団健診を中止。 ・令和3年12月～令和4年3月の期間において、住 民集団健診の新たな日程を追加し、受診機会の 確保を図る。</p>
	69	札幌市がん検診	<p>【実施事業】 職場などでのがん検診を受ける機会のない方を対象に検診を実施す る。 ・胃がん検診:満50歳以上の男女 ・大腸がん検診:満40歳以上の男女 ・肺がん検診:満40歳以上の男女 ・子宮がん検診:満20歳以上の女性 ・乳がん検診:満40歳以上の女性 【周知啓発】 ・がん検診の周知啓発を実施</p>	継続	<p>◎乳がん検診における超音波検査の導入 ・令和元年8月より、乳がん検診を受診した40代女性の希 望者に対して超音波検査を開始した。 ◎肺がん検診における受診機会の拡大 ・北海道結核予防会のみが肺がん検診を実施していた が、令和元年12月から胃がん・大腸がんの巡回検診時 にも肺がん検診を受診できるよう北海道対がん協会での実 施を開始した。</p>	保)健康企画課	<p>《受診者数》 ※令和3年度の受診者見込数 ・胃がん検診:15,026人 ・大腸がん検診:51,104人 ・子宮がん検診:68,026人 ・乳がん検診:34,407人 ・肺がん検診:23,228人</p>
	70	乳幼児健康診査の充実	<p>4か月児、10か月児(再来)、1歳6か月児、3歳児、5歳児に対する 健康診査を保健センターで実施し、「疾病や障がいの早期発見」「健 全な発育・発達の促進」「育児不安の軽減」を図る。</p>	継続	—	保)健康企画課	<p>4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児 を対象に健康診査を実施</p>
	71	歯周疾患検診	<p>札幌市に居住する40歳・50歳・60歳の市民を対象に受診券を送り、 歯の喪失の原因である歯周疾患を予防、早期発見し、生涯自分の歯 で食べる事を通じ、健康で幸せな満足のいく日常生活を送るため検 診を行う。また、検診結果に基づき適切な口腔保健指導を行い、口腔 保健の向上を図ることを目的とする。</p>	継続	—	保)健康企画課	<p>一社)札幌歯科医師会への業務委託により市内 指定歯科医療機関での個別検診の実施。 【実施内容】 1.問診・口腔内診査・保健指導 2.受診券による個別通知</p>

基本 施策	事業 No	取組の名称	取組の概要	区分 [新規・レ ベルアッ プ・継続]	レベルアップ・新規取組の内容	所管課	令和3年度実施内容(年度内実施予定も含む)
	72	妊産婦歯科健診	妊娠・出産に伴う身体や食生活の変化により、歯科疾患の悪化がみられることから、母子保健法に基づき、札幌市に居住する妊婦及び産婦(産後1年以内)を対象に、歯科健診、保健指導を実施し、母体及び生まれてくる子どもの健康増進を図る。	継続	—	保)健康企画課	市内10保健センターでの個別歯科健診の実施。 【健診内容】 問診、口腔内診査、保健指導
	73	肝炎ウイルス検診 ・肝炎ウイルス検査 ・肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業	肝炎対策の一環として、国の特定感染症検査等事業実施要綱に基づき、平成20年2月から、下記のとおり肝炎ウイルス検査を無料で実施。 ・検査項目: B型・C型肝炎ウイルス検査 ・対象: 札幌市に居住の方で、これまで肝炎ウイルス検査を受けたことのない方 ・実施時期: 通年 ・実施場所: 委託医療機関、住民集団健康診査 平成26年より、肝炎ウイルス検査で陽性になった方を医療機関につなげることを目的とした肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業を実施。	継続	—	保)感染症総合対策課	1 肝炎ウイルス検査 札幌市に居住しており、これまでに肝炎ウイルス検査を受けたことがない方を対象に、指定医療機関(約600機関)において無料の肝炎ウイルス検査を実施。 2 陽性者フォローアップ事業 肝炎ウイルス検査の陽性者で本事業に同意した方に対して、検査後の医療機関の受診状況や治療方法等に関するアンケート調査を実施するとともに、肝炎治療等に関する各種助成制度の情報提供を行う。
	74	後期高齢者歯科健康診査	北海道後期高齢者医療広域連合からの受託により、市内に居住する被保険者を対象に口腔機能の低下の恐れがある高齢者をスクリーニングする。詳しい検査や治療につなげることで、口腔機能の維持・向上、全身疾患の予防等を目的とする。	継続	—	保)健康企画課	一社)札幌歯科医師会への業務委託により市内指定歯科医療機関での個別健診の実施。 後期高齢者健診受診券の送付に併せて、事業周知と利用啓発。 【健診内容】 問診、歯科健診、口腔機能評価、保健指導

さっぽろ医療計画 2018 中間評価結果

2022 年（令和 4 年）3 月 発行

編集・発行 札幌市保健福祉局保健所医療政策課
札幌市中央区大通西 19 丁目 電話 011-622-5162